

魚津市告示第97号

魚津市クマ対策本部設置要綱を次のように定める。

令和2年8月25日

魚津市長 村椿 晃

魚津市クマ対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内でクマによる人身被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命及び安全を確保する必要があるときに、クマに関する情報の共有化を図り、人身被害の防止対策を迅速かつ適切に実施するため、魚津市クマ対策本部（以下「対策本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には産業建設部長を、本部員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、対策本部の事務を総括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第3条 対策本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 対策本部の庶務は、産業建設部農林水産課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

| | |
|-----------------|-------------|
| 農林水産課長 | 総務課長 |
| 企画政策課長 | 地域協働課長 |
| こども課長 | 社会福祉課長 |
| 環境安全課長 | 教育総務課長 |
| 学校教育課長 | 生涯学習・スポーツ課長 |
| 富山県東部消防組合魚津消防署長 | |